

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

	KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	就労支援事業等の参加率	60% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中。(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	100% (毎年度)	99.88% (2016年度)	B	2016年度において1自治体を除く全自治体が策定しており、2017年度の数値について集計中。(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。
	頻回受診対策を実施する自治体	100% (毎年度)	100% (2016年度)	A	2016年度において、全自治体が頻回受診対策を実施しており、2017年度の数値について集計中(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。
第二階層	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	50% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)	45% (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
	就労支援事業等を通じた脱却率	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
	就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
	「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上でKPIについては、2016年度に再検討 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>							
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する							
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進							
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討							
	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進							
			2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)					
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】 頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】 就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】 「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し>						
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する						
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進						
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討						
	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進						
	2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)						
	《厚生労働省》						

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応	
第二階層	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	75%(2017年 央) 80%以上とする 時期について、2018年度 とすることを 基本として、 具体的に決定	69.3% (2016年6月審査 分)	B	着実に使用割合は伸びており、2017年6 月の数値について集計中(2018年1月を 目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自 立支援制度及び生活保護制度部会にお ける議論の結果等を踏まえ、更に後発医 薬品の使用促進に取り組む予定。
	頻回受診者に対する適正受診 指導による改善者数割合	2014年度比2 割以上の割 合 (2018年度)	—	N	2016年度の数値について集計中 (2017年11月を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果 等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組 む予定。
	生活保護受給者一人当たり医療 扶助の地域差	見える化	—	F	2016年度の数値について集計中(2017 年11月を目途にとりまとめ予定)
	後発医薬品の使用割合の地域 差	見える化	(全国使用割合) 69.3% (2016年6月審査 分)	F	全国の使用割合は上昇しており、2017年 6月の数値について集計中(2018年1月 を目途にとりまとめ予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	《厚生労働省》							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	《厚生労働省》							

重要課題:生活保護等

改革項目:④生活困窮者自立支援制度の着実な推進
 ④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等	生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用を行っている。 その活用の徹底を図るため、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」(平成27年9月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者に対し公共職業安定所への紹介・案内を通知している。	引き続き、生活困窮者自立支援制度の効率的・効果的運用の推進を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう、両制度の連携強化に努める。
生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討	昨年度取りまとめた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」(平成29年3月17日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会)の内容等を踏まえ、本年5月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)
雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を、2017年通常国会に提出し、同年3月に成立後、同年4月から施行された。	2019年度まで雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる							
	<厚生労働省>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	<厚生労働省>							

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第一階層	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	40万件 (2018年度)	222,426件 (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。自立相談支援事業の周知徹底を図るとともに、関係機関から自立相談支援事業につないでもらえるよう関係機関の制度等に対する理解促進を図る。
	自立生活のためのプラン作成件数	年間新規相談件数の50% (2018年度)	30.0% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	プラン作成件数の60% (2018年度)	47.8% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
	自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数	見える化	5,278件 (2016年5月)	F	2017年度の数値は2018年7～8月頃に把握。
第二階層	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	75% (2018年度)	71.0% (2017年3月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。引き続き、自立相談支援事業におけるアセスメントにより対象像に応じた就労支援メニューにつなげていくとともに、就労準備支援事業等の着実な実施により、一般就労への移行を促進する。
	継続的支援者対象者の1年間でのステップアップ率 ※「自立意欲等」、「経済的困窮」、「就労」に関する状況が改善している者の割合	90% (2018年度)	67.2% (2017年6月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計相談支援事業等を効果的に用いた伴走型支援を行うことにより、左記ステップアップ率の向上を図っていく。
	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果	見える化	①プラン作成支援により就労した者、増収した者 (全国計) 22,714人 (2017年3月末) ②プランを作成せず、他機関につないだ後に就労した者、増収した者 (全国計) 10,073人 (2017年3月末)	F	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討	※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討
	積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる							
	<厚生労働省>							

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率【2018年度までに90%】
				2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
				<④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討>			自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
	<p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】
	<厚生労働省>							

重要課題:生活保護等

改革項目:㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進
㊤雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	進捗状況・今後の対応
第二階層	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況	見える化	(全国実施割合) ①就労準備支援事業:39% ②家計相談支援事業:34% ③一時生活支援事業:26% ④子どもの学習支援事業:47% ⑤生活保護受給者等就労自立促進事業:84% (2016年度)	F	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。